

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（仮称）要綱案

< 最高裁判所に設置する委員会 >

1 設置

最高裁判所に、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を置くものとする。

委員会の名称については、なお検討する。例えば、下級裁判所裁判官適任者選考委員会など。

2 所掌事務等

(1) 委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

最高裁判所の諮問に応じて、（高等裁判所長官、）判事及び判事補（以下「下級裁判所裁判官」という。）として任命されるべき者を指名することの適否その他指名に関する事項を審議すること。

の規定により指名の適否について諮問に付した者（以下「指名候補者」という。）に関する情報を収集すること。

の審議の結果に基づき、最高裁判所に意見を述べること。

（注）

- 1 「その他指名に関する事項」とは、指名に当たっての選考基準等の一般事項を指す。
- 2 の「意見」は、指名の適否の意見とその理由を含むものであり、委員会は、指名の適否について意見を述べるに当たっては、その理由を付することができるものとする。
- 3 簡易裁判所判事は審議の対象外とするが、委員会に近づける方向で簡易裁判所判事選考委員会の改革を図るべきである。
- 4 短期間裁判官の身分を離れていた場合の取扱いについては、後記(2)参照。

高等裁判所長官への指名の適否を諮問の対象とするか否かについての考え方
A案 高等裁判所長官への指名の適否は、諮問の対象に含めないものとする。

B案 高等裁判所長官への指名の適否は，諮問の対象に含めるものとする。ただし，委員会が必要ないものとして定める場合には，この限りでないものとする。

C案 高等裁判所長官への指名の適否は，諮問の対象に含めるものとする。

(2) 最高裁判所は，下級裁判所裁判官への任官を最高裁判所に対して希望した者（以下「任官希望者」という。）については，当該任官希望者を指名することの適否につき，委員会に諮問しなければならないものとする。ただし，当該任官希望者がかつて下級裁判所裁判官として任命されたことがあり，かつ，その者の免官又は転官から経過した期間が短期であるなど〔短期であるため〕，諮問をする必要性が低いものとして委員会が定める場合には，この限りでないものとする。

（注）

- 1 例外的に諮問を要しない場合（例えば，判事補が短期間裁判官の身分を離れていた場合等）の定めについては，(1)の における高等裁判所長官の指名の取扱いによって異なり，「短期であるなど」の文言により高等裁判所長官の指名の取扱いを含むものと，「短期であるため」との文言により，高等裁判所長官の指名の取扱いを除くものが考えられる。なお，(2)の表現ぶりは要検討。
- 2 最高裁判所は，諮問に当たって，指名することの適否についての意見を付さないものとする。この点を条文化する場合には，「最高裁判所は，委員会に対し，指名の適否の意見を述べないものとするものとする。」とすることが考えられる。また，条文化しない場合には，当委員会として要綱案とは別に確認しておくことが考えられる。
- 3 最高裁判所は，(1)の規定による諮問をする場合，指名候補者に関する資料を委員会に提出するものとする。なお，最高裁判所が諮問に当たり，委員会の審議を実質的なものとするため，どのような資料を委員会に提出するかについては，委員会の検討と運用に委ねることとする。

3 所掌事務に関連する事項

最高裁判所は，指名候補者について指名するか否かを決定したときは，その結果を委員会に通知するものとする。

この場合において，次のいずれかに該当するときは，その決定の理由をも委員会に

通知するものとする。

委員会が指名することは適当である旨の意見を述べた指名候補者を指名しなかったとき。

委員会が指名することは適当ではない旨の意見を述べた指名候補者を指名したとき。

その他最高裁判所が必要と認めるとき。

(注)

- 1 最高裁判所は指名候補者を指名しなかったときは、求めがあれば、その者に対し、その理由を明らかにするのが適当である。
- 2 委員会が指名候補者に対し、審議の理由を明らかにするのにかについては、委員会の裁量の問題として考えるのが適当である。
- 3 は、主として「最高裁判所が指名しないことを決定した場合のうち、 の場合を除くもの」が想定される。

4 組織

委員会は、委員*人で組織するものとする。

人数は9人又は11人でどうか。

(注)人数は10人前後とする。

小委員会、部会の要否(運用も含む。)等については、なお検討する。

5 委員の任命

委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者のうちから、最高裁判所が任命するものとする。

法曹三者と学識経験者の委員構成比率について、いずれの比率を高いものとするか(例えば、4の の例によれば、5人対4人、5人対6人などが考えられるが、どうか。)

学識経験者の範囲については，なお検討する。

(注) 最高裁判所は，学識経験者のうちから委員を任命するに当たり，できるだけ多方面の意見を聴取して適切な選任が行われるよう配慮すべきである。

6 委員の任期等

- (1) 委員の任期は，3年とするものとする。
- (2) 委員は，再任されることが出来るものとする。
- (3) 委員は，非常勤とするものとする。

7 委員長

- (1) 委員会に委員長を置き，委員の互選により選任するものとする。
- (2) 委員長は，会務を総理し，委員会を代表するものとする。
- (3) 委員長に事故があるときは，あらかじめその指名する委員が，その職務を代理するものとする。

8 議事

- (1) 委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができないものとする。
- (2) 委員会の議事は，委員で会議に出席したものの過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによるものとする。

9 委員会の権限

(1) 説明又は意見の聴取

委員会は，その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは，指名候補者に対して必要な説明を求め，又は指名候補者の意見を聴くことができるものとする。

(2) 協力依頼

委員会は，その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは，裁判所，検察庁，日本弁護士連合会，弁護士会その他の者に対して，必要な協力を依頼することができるものとする。

規定振りについては，なお検討する。

< 下部組織 >

1 0 地域委員会（仮称）の設置

- (1) 委員会に，地域委員会を置くものとする。
- (2) 地域委員会は，各高等裁判所の所在地に置くものとする。

地方委員会，地区委員会，ブロック委員会などの名称も考えられる。

1 1 地域委員会の所掌事務等

- (1) 地域委員会は，次に掲げる事務をつかさどるものとする。

指名候補者に関する情報を収集して，その取りまとめを行うこと。

の規定により取りまとめた内容を委員会に報告すること。

- (2) 地域委員会は，(1)の規定により報告をするに当たっては，必要な意見を付することができるものとする。

委員会が，地域委員会に対して，どの範囲の指名候補者（地域委員会が置かれる高等裁判所の管轄区域内で執務する指名候補者全員か，あるいは委員会が選択する指名候補者のみか。）に関する情報収集を求めるかについて，なお検討する。

地域委員会が更にどのような活動をすべきか（例えば，地域委員会が指名の適否に関する第一次的な審査を行うべきかなど）等について，なお検討する。

1 2 地域委員会の組織

地域委員会は，地域委員5人で組織するものとする。

委員数については，地域委員会の所掌事務，高等裁判所管内の下級裁判所裁判官数との関係などにより異なってくることも考えられるので，これらを踏まえて，なお検討する。

1 3 地域委員の任命等

各地域委員会の地域委員は，裁判官，検察官，弁護士及び学識経験のある者のうち

から，最高裁判所が任命するものとする。

上記の委員は，各地域委員会が置かれる高等裁判所管轄区域内に居住又は執務する者とするを明らかにしてはどうか。

委員構成比率，学識経験者の範囲等については，委員会と同じ問題があるので，なお検討する。

1 4 地域委員の任期等

- (1) 地域委員の任期は，3年とするものとする。
- (2) 地域委員は，再任されることができるものとする。
- (3) 地域委員は，非常勤とするものとする。

1 5 地域委員長

- (1) 地域委員会に地域委員長を置き，地域委員の互選により選任するものとする。
- (2) 地域委員長は，会務を総理し，地域委員会を代表するものとする。
- (3) 地域委員長に事故があるときは，あらかじめその指名する地域委員が，その職務を代理するものとする。

(注) 委員会と同じ。

1 6 議事

- (1) 地域委員会は，地域委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができないものとする。
- (2) 地域委員会の議事は，地域委員で会議に出席したものの過半数で決し，可否同数のときは，地域委員長の決するところによるものとする。

(注) 委員会と同じ。

1 7 地域委員会の権限

- (1) 説明又は意見の聴取
地域委員会は，その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは，指名候

補者に対して必要な説明を求め、又は指名候補者の意見を聴くことができるものとする。

(2) 協力依頼

地域委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会その他の者に対して、必要な協力を依頼することができるものとする。

(注)委員会と同じ。

規定振りについては、なお検討する。

<その他の事項>

18 庶務

委員会の庶務は、最高裁判所事務総局において処理するものとする。ただし、地域委員会に係るものについては、各地域委員会に係る高等裁判所の事務局において処理するものとする。

委員会独自の事務局を要するかという点について、なお検討する。

19 その他

この要綱案に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。ただし、地域委員会に係るものについては、地域委員長が地域委員会に諮って定めるものとする。

選任基準、手続、スケジュール等の明示の方法については、「その他委員会の運営に関し必要な事項」として、今後、委員会において最高裁判所とも調整しながら検討することでどうか。